

## デイサービス かあむ 通所介護運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社ケアフィールドかがやきが開設するデイサービスかあむ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要なサービス提供を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称：デイサービス かあむ

（2）所在地：伊勢崎市福島町182-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者：1名（生活相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）通所介護従事者

通所介護従事者は、指定通所介護の業務にあたる。

ア 生活相談員

1名（管理者と兼務）、非常勤1名以上（介護職員と兼務）

生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。

また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

イ 看護職員

常勤又は非常勤1名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

ウ 介護職員

3名以上（そのうち1名は生活相談員と兼務）

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

（3）機能訓練指導員

1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための、訓練指導及び助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日（ただし、12月31日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間：8時30分から17時30分まで
- (3) サービス提供時間帯：9時00分から16時15分まで（延長サービスは行わない。）

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は25人とする。

（指定通所介護の提供方法、内容）

第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- (1) 身体介護に関すること
  - 日常生活動作能力の程度により、必要なサービスを提供する。  
(排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護)
- (2) 入浴に関すること
  - 家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。  
(衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助)
- (3) 食事に関すること
  - 給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。  
(食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助)
- (4) 機能訓練に関すること
  - 体力や機能の低下を防ぐために、必要な訓練及び、日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- (5) 送迎に関すること
  - 送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。
- (6) 相談・助言に関すること
  - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談・助言を行う。  
(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス

- 担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
  - 3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第9条 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
  - 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理及び評価を行う。

(指定通所介護の提供記録の記載)

- 第10条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日、内容及び当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額及びその他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

- 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。(1割又は2割又は3割)
- 2 通常の事業の実施地域（第12条）を越えて行う送迎の交通費、食材料費及びおむつ代にかかる諸経費については、料金表（表1）によるものとする。
  - 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
  - 4 指定通所介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

表1 介護保険適用部分以外の実費負担

通常の事業の実施地域から越えた場合の交通費	10円/km(通常の事業の実施地域を越えた地点から)
食材料費(おやつ代含む)	630円/食
おむつ代	100円/枚

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市、玉村町及び本庄市とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、通所介護従事者が立ち会うこととする。

また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(緊急時等における対応方法)

第15条 通所介護従事者等は、指定通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

(1) 防火管理者：統括管理者

(2) 総合訓練（消火訓練、通報訓練及び避難訓練）：年2回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第17条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(相談・苦情対応)

第18条 事業所は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、これらに対し迅速に対応する。

2 事業所は、前項の相談・苦情等の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

第19条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、指定通所介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第21条 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

【業務継続計画の策定等】

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 従事者の質的向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修：採用後1か月以内
  - (2) 定期研修：月1回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 ケアフィールドかがやきとデイサービスかあむの管理者との協議に基づき定めるものとする。

## 附 則

平成26年10月 1日 施行  
平成27年 4月 1日 改訂  
平成27年 6月 1日 改訂  
平成28年 4月 1日 改訂  
平成29年 4月 1日 改訂  
平成29年 9月 1日 改訂  
平成30年 1月 1日 改訂  
平成31年 4月 1日 改訂  
令和2年 4月 1日 改訂  
令和3年 4月 1日 改訂  
令和4年 4月 1日 改訂  
令和5年 4月 1日 改訂  
令和7年 1月 1日 改訂  
令和8年 2月 1日 改訂